



# 自動車輸送統計調査

## ご協力のお願い

国土交通省

国土交通省総合政策局情報政策課  
交通経済統計調査室

平素より、国土交通省の業務につきまして、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

国土交通省では、国内で輸送活動を行う自動車を対象に、その輸送量等を調査することにより自動車輸送の実態を把握し、我が国の経済政策及び交通政策等を策定するための基礎資料等を得ることを目的として、昭和35年4月より統計法に基づく基幹統計調査として毎月「自動車輸送統計調査」を行っております。

つきましては、ご多忙中、誠に恐縮でございますが、調査の趣旨をご理解頂き、本調査へご協力を賜りますようお願い申し上げます。

### ◎ 調査期間について

一般乗合・一般貸切・特定旅客自動車運送事業を営む全ての事業所の皆様に、**毎月1ヶ月間**を対象とした調査をお願いするものです。

### ◎ プライバシーの保護について

本調査において知り得た事項については、統計法第41条により守秘義務が課されています。また、収集した調査票は統計的に処理され、取締りや徴税の資料等に使われることはありません。

### ◎ 調査結果について

調査の集計結果は、「自動車輸送統計速報・月報・年報」として報告書にまとめられ、各種交通政策の策定等の基礎資料として活用されます。

なお、各種報告書、記入要領、調査の詳細等については、国土交通省のホームページ(<http://www.mlit.go.jp/k-toukei/jidousya.html>)にてご覧頂けます。

### ◎ 調査票の提出について

ご記入頂いた調査票は、**調査月翌月15日まで**に同封の返信用封筒にてご返送(※1) いただか、オンラインにてご提出(※2) ください。

※1 料金受取人扱のため、切手は必要ございません。

※2 パソコンからインターネットを通じて、電子調査票（エクセル形式）を用いてご提出頂だけます。手続きの方法につきましては、国土交通省のホームページ(<http://www.mlit.go.jp/k-toukei/mousikomi.html>)をご覧ください。

### 【！】調査票を取り扱う際の注意

- ① ご記入に当たっては、**「この冊子」を必ずお読みください。**
- ② 本調査について、ご不明な点等がございましたら、下記までお問い合わせください。

【国土交通省自動車輸送統計調査 問い合わせ窓口】

0120-121-711

受付時間 午前9：30～午後6：30（土曜・日曜・祝祭日を除く）

# 自動車輸送統計 調査票の記入のしかた 一旅客営業用（全数調査票）一

## 1. 事業所の情報について

報告者	(〒100 - 8918 ) 東京都千代田区霞が関2-1-2	氏名 又は 名称	国土交通運送 東京営業所	電話 番号	000-000-0000
住 所				管 理 番 号	

一般乗合運行 <input type="checkbox"/> 新規開設の場合をチェック 事業所コード: 11111 — 12	高速乗合運行※ <input checked="" type="checkbox"/> 新規開設の場合をチェック 事業所コード: — —	貸切運行 <input type="checkbox"/> 新規開設の場合をチェック 事業所コード: — —	特定運行 <input type="checkbox"/> 新規開設の場合をチェック 事業所コード: — —
--	---	---	---

既に開始している事業に関しましては、「事業所コード」にコードが印字してあります。

新規で開設した事業に関しましては、チェック欄に記載の上、実績を記入してください。なお、「事業所コード」は無記入のままでお願いします。

住所、名称、電話番号等に変更があった場合、修正してください。また、電話番号が印字されていない場合は、記入してください。

## 2. 事業所の実績について

<一般乗合・高速乗合・特定>  
※高速乗合及び特定は②及び③の欄はありません

輸送人員 (合計)	億 千 百 万 十 万 千 百 十 一 ①
うち 輸送人員 (定期)	千 百 万 十 万 千 百 十 一 ②
うち 輸送人員 (定期外)	千 百 万 十 万 千 百 十 一 ③
延実在日車 (日 車)	万 千 百 十 一 ④
延実働日車 (日 車)	万 千 百 十 一 ⑤
総走行キロ (キロメートル)	千 百 万 十 万 千 百 十 一 ⑥
うち 実 車 キ ロ (キロメートル)	千 百 万 十 万 千 百 十 一 ⑦
延運行回数 (回)	百 万 千 百 十 一 ⑧
今月末実在車両数 (両)	千 百 十 一 ⑨
輸送人員が前月に対して 20%以上の増減があったときは、その理由をチェックしてください。（複数回答可）	
<input type="checkbox"/> 車両数の増減	□その他
<input type="checkbox"/> 季節的なもの	変動理由を記入してください。
<input type="checkbox"/> 行事・催物	
<input type="checkbox"/> 天候・災害	
⑩	

<貸切>

この調査票には、営業所の所在地を管轄する地方運輸局運輸支局等毎に、管轄区域内にあるすべての営業所に設置されている乗車定員 11 名以上のバスの調査対象月（調査票右上の年月をご確認ください。）（以下「調査期間」という。）における実績を記入してください。

なお、貸切については、調査期間中に乗合バスの予備車から流用した場合、流用分の実績も加えて記入してください（⑪）。

### 【共通事項】

記入欄については、単位を誤らないように、1つの欄に1字ずつ記入してください。

④延実在日車	調査期間中における <u>日毎の実在車（営業用として登録されている自動車）の数を1ヶ月間合計したもの</u> を記入してください。
⑤延実働日車	延実在日車のうち、 <u>旅客輸送のため走行した延日車</u> を記入してください。
⑥総走行キロ	実在車両の延走行距離（実車・空車を問わない）を記入してください。
⑨今月末実在車両数	今月末時点で事業所内に所有している車両数を記入してください。

【事業別事項】

	一般乗合	高速乗合	貸切	特定
① 輸送人員 (合計)	調査期間中 1 か月間の延輸送人員を記入してください。		調査期間中 1 か月間の延輸送人員を記入してください。ただし、 <u>1運送契約を1回とし、1回毎の輸送人員の1ヶ月分合計</u> としてください。例外として、1運送契約で複数回走行するような場合(駅と催し物会場を何回も往復するような場合)は、片道1回毎の輸送人員の1ヶ月分合計を記入してください。	調査期間中 1 か月間の延輸送人員を記入してください。
② 輸送人員 (定期)	<u>輸送人員(合計)のうち、定期乗車券による輸送人員</u> を記入してください。輸送人員は1日1往復として扱い、 <u>定期乗車券 1枚につき発売月に60人と計上</u> してください。	高速乗合運行の定義 道路運送法施行規則第十条第1項の口に規定する長距離急行運送(専ら一の市町村(特別区を含む)の区域を超えて、かつ、その長さが概ね50キロメートル以上の路線において、停車する停留所を限定して運行する自動車により乗合旅客を運送するもの)及び専ら一の市町村(特別区を含む)の区域を超えて、かつ、高速道路を使用し、停車する停留所を限定して運行する自動車により乗合旅客を運送するもの。		
③ 輸送人員 (定期外)	<u>輸送人員(合計)のうち、定期乗車券以外の輸送人員</u> を記入してください。なお、回数乗車券については、発売月に全部乗車するとして計上してください。			
⑦ 実車キロ	⑥「総走行キロ」のうち、 <u>旅客を輸送する目的のため走ったキロメートル</u> を記入してください。なお、旅客が乗車していないても、各系統を走った場合は実車キロとして計上してください。		⑥「総走行キロ」のうち、 <u>旅客を輸送する目的のため走ったキロメートル</u> を記入してください。	⑥「総走行キロ」のうち、 <u>旅客を輸送する目的のため走ったキロメートル</u> を記入してください。なお、旅客が乗車していないても、各系統を走った場合は実車キロとして計上してください。
⑧ 延運行回数	実働車の各系統を運行した回数 <u>(片道又は1循環を1回、往復は2回)</u> の合計を記入してください。	実働車の各系統を運行した回数 <u>(片道を1回、往復は2回)</u> の合計を記入してください。	原則、実働車の <u>1運送契約の1車当たりを1回</u> として記入してください。例えば、駅と催し物会場の間を何回も輸送したときは、片道を1回(空車のときは数えません)として記入してください。	実働車の各系統を運行した回数 <u>(片道又は1循環を1回、往復は2回)</u> の合計を記入してください。
⑩ 輸送人員 増減の要因	輸送人員が前月に対して20%以上の増減があったときは、該当する理由すべてにチェックしてください。		<u>輸送人員が前月に対して50%以上の増減があったときは、該当する理由すべてにチェック</u> してください。	輸送人員が前月に対して20%以上の増減があったときは、該当する理由すべてにチェックしてください。

3. その他

他事業者との統合・分割、さらに事業所の名称変更や廃止等ございましたら、表紙の「国土交通省自動車輸送統計調査 問い合わせ窓口」までその旨、ご連絡ください。

(別紙) 都道府県コード一覧

51	北海道石狩振興局管内	02	青森県	16	富山県	30	和歌山県	44	大分県
52	北海道渡島総合振興局管内	03	岩手県	17	石川県	31	鳥取県	45	宮崎県
53	北海道檜山振興局管内	04	宮城県	18	福井県	32	島根県	46	鹿児島県
54	北海道後志総合振興局管内	05	秋田県	19	山梨県	33	岡山県	47	沖縄県
55	北海道空知総合振興局管内	06	山形県	20	長野県	34	広島県		
56	北海道上川総合振興局管内	07	福島県	21	岐阜県	35	山口県		
57	北海道留萌振興局管内	08	茨城県	22	静岡県	36	徳島県		
58	北海道宗谷総合振興局管内	09	栃木県	23	愛知県	37	香川県		
59	北海道才ホーツク総合振興局管内	10	群馬県	24	三重県	38	愛媛県		
60	北海道胆振総合振興局管内	11	埼玉県	25	滋賀県	39	高知県		
61	北海道日高振興局管内	12	千葉県	26	京都府	40	福岡県		
62	北海道十勝総合振興局管内	13	東京都	27	大阪府	41	佐賀県		
63	北海道釧路総合振興局管内	14	神奈川県	28	兵庫県	42	長崎県		
64	北海道根室振興局管内	15	新潟県	29	奈良県	43	熊本県		

☆北海道各振興局管内市町村一覧

51	北海道石狩振興局管内	札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村
52	北海道渡島総合振興局管内	函館市、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町
53	北海道檜山振興局管内	江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町、せたな町
54	北海道後志総合振興局管内	小樽市、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、二七コ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、俱知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村
55	北海道空知総合振興局管内	夕張市、岩見沢市、美唄市、芦別市、赤平市、三笠市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、南幌町、奈井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町
56	北海道上川総合振興局管内	旭川市、士別市、名寄市、富良野市、鷺栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、幌加内町
57	北海道留萌振興局管内	留萌市、増毛町、小平町、苦前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町
58	北海道宗谷総合振興局管内	稚内市、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、幌延町
59	北海道才ホーツク総合振興局管内	北見市、網走市、紋別市、美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町、大空町
60	北海道胆振総合振興局管内	室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、豊浦町、壯瞥町、白老町、厚真町、洞爺湖町、安平町、むかわ町
61	北海道日高振興局管内	日高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町
62	北海道十勝総合振興局管内	帶広市、音更町、土幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町
63	北海道釧路総合振興局管内	釧路市、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町
64	北海道根室振興局管内	根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町、色丹村、泊村、留夜別村、留別村、紗那村、藥取村